

騒音・振動

自動車騒音・道路交通振動及び交通量調査

1 自動車騒音等の調査目的及び調査事項

騒音規制法施行令の改正に伴い平成15年度から、騒音規制法第18条の規定に基づく「自動車騒音の状況の常時監視」の事務を、目黒区が行うことになった。幹線道路の沿道における環境基準の達成状況を把握することを目的として6区間について騒音の測定、調査及び面的評価を行った。

また、騒音規制法第21条の2及び振動規制法第19条の規定に基づき、幹線道路の自動車騒音及び道路交通振動の状況を把握することを目的として6地点で測定を行った。

なお、「自動車騒音の状況の常時監視」の基準点での騒音測定時並びに「幹線道路の自動車騒音及び道路交通振動」の測定時に、騒音測定時の交通条件として、交通量等の調査を行った。

2 自動車騒音の状況の常時監視

騒音の環境基準では、道路に面する地域については、一定地域ごとに当該地域の全ての住居等のうち騒音のレベルが基準値を超過する戸数及び超過する割合を把握することにより評価する「面的評価」を行うことになっている。道路構造・交通条件等から道路騒音の影響が概ね一定とみなせる区間に分割した区間を、評価区間といい、これを単位として、騒音の測定及び面的評価を行う。

(1) 評価区間

国土交通省の22年度道路交通センサスにより、目黒区内の国道・都道9路線を、20の評価区間に分割し、各区間を5年度に1度以上測定・評価するよう計画した。

(2) 騒音測定及び面的評価の結果

「自動車騒音の状況の常時監視に係る法定受託事務の処理基準（平成12年5月18日付環大二第53号）」により、騒音の測定及び面的評価を行った。測定及び評価を実施した評価区間は、表-1のとおりである。

ア 騒音の測定方法

騒音規制法に基づく政令（昭和46年6月23日総理府、厚生省令第3号）に定めるJIS Z 8731により、JIS C 1509-1に規定される騒音計を使用して測定を行った。

基準点では、10分単位で24時間連続測定を行い、平均処理し、各1時間値を算出した。基準点の騒音レベルは、表-2のとおりである。

イ 面的評価の方法

基準点の騒音測定結果から、道路端からの距離減衰量及び建物群による減衰量を差し引き、残留騒音結果などから把握した地域の残留騒音レベルを考慮することにより、距離帯ごとの騒音レベルを推計の上、当該評価区間内の全ての住居等のうち、騒音レベルが環境基準を超過する戸数及び超過割合を算出して面的評価を行った。面的評価の結果は、表-3のとおりである。

-騒音・振動-

表－１ 平成26年度常時監視の評価区間及び基準点

対象道路 (通称名)	車線数	道路 種別	評価区間	測定地点 (基準点)	騒音類型
			始点／終点住所	住所／用途地域	
白金台町等々力線 (目黒通り)	5	都道	目黒3-9	碑文谷4-16	B地域
			碑文谷4-24	第一種住居地域	
環状6号線 (山手通り)	4	都道	目黒2-10	中目黒4-1	C地域
			中目黒3-1	商業地域	
環状7号線	6	都道	柿の木坂1-5	碑文谷5-17	B地域
			柿の木坂2-4	第二種住居地域	
環状7号線	4	都道	南1-15	碑文谷3-18	B地域
			平町1-1	第二種住居地域	
上馬奥沢線 (自由通り)	2	都道	八雲2-9	八雲2-25	A地域
			東が丘2-11	第一種中高層住居専用地域	
上馬奥沢線 (自由通り)	2	都道	中根1-21	自由が丘1-16	C地域
			自由が丘1-5	近隣商業地域	

表－２ 平成26年度常時監視騒音測定結果

対象道路 (通称名)	測定月日		昼間 単位 (d B)		夜間 単位 (d B)	
	開始日	終了日	等価騒音 レベル	環境基準	等価騒音 レベル	環境基準
白金台町等々力線 (目黒通り)	1月13日	1月14日	68	70	67	65
環状6号線 (山手通り)	1月13日	1月14日	66	70	64	65
環状7号線	1月13日	1月14日	74	70	73	65
環状7号線	1月13日	1月14日	74	70	73	65
上馬奥沢線	1月13日	1月14日	64	70	62	65
上馬奥沢線	1月13日	1月14日	66	70	64	65

※ 道路近傍、地上高1.2mで測定

※ 24時間連続測定

※ 昼間：午前6時から午後10時まで

夜間：午後10時から午前6時まで

※環境基準：環境基本法一騒音に係る環境基準（国の努力目標）

-騒音・振動-

表－３ 平成26年度常時監視面的評価結果

対象道路 (通称名)	評価対象住居等 戸数(戸)	達成率(%)		達成戸数(戸)		昼間・夜間 とも 基準値以下 (戸)	昼間・夜間 とも 基準値超過 (戸)
		昼間	夜間	昼間	夜間		
白金台町等々力線 (目黒通り)	3,280	99.7	86.9	3,271	2,849	2,849	9
環状6号線 (山手通り)	2,759	99.9	99.2	2,756	2,738	2,738	3
環状7号線	1,657	72.8	61.1	1,207	1,012	1,012	450
環状7号線	1,505	66.5	58.7	1,001	883	883	504
上馬奥沢線	1,752	99.0	96.6	1,734	1,692	1,692	18
上馬奥沢線	1,353	98.0	95.4	1,326	1,291	1,291	27
合 計	12,306	92	85	11,295	10,465	10,465	1,011

※ 評価対象住居等戸数に、防音工事助成工事を行った住戸数を含んでいない。

これは、防音工事助成工事を行った住戸については、環境基準の評価において「主として窓を閉めた状態で生活している」と認められる場合の屋内評価の対象として、環境基準を達成しているものとみなしているためである。

-騒音・振動-

3 幹線道路の自動車騒音及び道路交通振動測定

(1) 測定地点

騒音規制法第21条の2及び振動規制法第19条の規定に基づき、幹線道路の自動車騒音、道路交通振動の測定を行った。また同時に交通量の調査を行った。

対象道路の概要及び測定期間等は表-4のとおりである。

表-4 平成26年度自動車騒音等測定期間及び測定地点の道路概要					
対象道路 (通称名)	測定地点 用途地域	測定期間	車線数・幅員 歩道幅員	騒音の 基準	振動 類型
白金台町等々力線 (目黒通り)	下目黒1-6 商業地域	H27. 1. 13~ H27. 1. 16 の4日間	4車線15.6m 歩道上り3.5m 下り5.0m	幹線交通を 担う道路に 近接する空 間の特例値	2種区域
白金台町等々力線 (目黒通り)	八雲2-9 第一種住居地域	H27. 1. 13~ H27. 1. 16 の4日間	5車線17.3m 歩道上り4.3m 下り4.3m	幹線交通を 担う道路に 近接する空 間の特例値	1種区域
白金台町等々力線 (目黒通り)	中根1-25 第一種住居地域	H27. 1. 13~ H27. 1. 16 の4日間	5車線16.8m 歩道上り4.2m 下り4.5m	幹線交通を 担う道路に 近接する空 間の特例値	1種区域
環状6号線 (山手通り)	青葉台4-9 第二種住居地域	H27. 1. 13~ H27. 1. 16 の4日間	4車線18.6m 歩道上り5.0m 下り5.0m	幹線交通を 担う道路に 近接する空 間の特例値	1種区域
古川橋二子玉川線 (駒沢通り)	上目黒1-26 商業地域	H27. 1. 13~ H27. 1. 16 の4日間	6車線20.9m 歩道上り3.3m 下り3.3m	幹線交通を 担う道路に 近接する空 間の特例値	2種区域
渋谷経堂線 (淡島通り)	大橋2-18 第一種住居地域	H27. 1. 13~ H27. 1. 16 の4日間	2車線9.2m 歩道上り3.4m 下り3.1m	幹線交通を 担う道路に 近接する空 間の特例値	1種区域

※「幹線交通を担う道路」：国道及び都道府県道並びに4車線以上の市町村道

(2) 測定方法

ア 自動車騒音

騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令(平成12年3月2日総理府令第15号)に定める方法により、4路線6地点で測定を行った。

測定はJISC1502に規定される騒音計を使用し、同Z8731に定める測定方法により行い、10分間測定を72時間行い評価値である等価騒音レベル(LAeq)を得た。

イ 道路交通振動

測定は、JISC1510に規定される振動レベル計を使用し、同Z8735に定める測定方法により行い、測定値である時間率振動レベル(L10)を得た。

(3) 測定結果

ア 自動車騒音(表-5)

道路別に騒音レベルを比較すると、3日間の平均で昼間の騒音が最も大きかったのは目黒通りで(中根1)で73dB、夜間は目黒通り(下目黒1)72dBであった。環境基準への適合状況は、昼間は3箇所の地点で超過、夜間は全箇所環境基準値を超過していた。

要請限度値は目黒通り(中根1、下目黒1)の夜間の騒音を除き、両時間帯とも騒音規制法で規制されている要請限度を下回った。

イ 道路交通振動(表-5)

全地点で両時間帯とも振動規制法で規制されている要請限度を下回った。

-騒音・振動-

☆ 音のめやす

デシベル (d B)	状 態
120	飛行機のエンジン近く
110	自動車の警笛（前方 2 m）
100	電車の通るときのガード下
90	大声による独唱・騒々しい工場内・ピアノ
80	地下鉄の車内（窓を開けたとき）
70	掃除機・騒々しい事務所
60	静かな乗用車・普通の会話
50	静かな事務所
40	深夜の住宅地・図書館
30	ささやき声
20	木の葉のふれあう音

☆ 振動のめやす

デシベル (d B)	状 態	気象庁震度階
100	壁に割れ目が入り、煙突・石垣等が破損する	5 強震
90	家屋が激しく揺れ、すわりの悪いものが倒れる	4 中震
80	家屋が揺れ、戸、障子がガタガタと音を立てる	3 弱震
70	戸、障子がわずかに動く程度	2 軽震
60	静止している人にだけ感じる	1 微震
50	人体には感じない	0 無震

-騒音・振動-

表-5 平成26年度自動車騒音及び道路交通振動測定結果

測定道路（通称名） [測定地点]	騒音 (dB)						振動 (dB)			
	昼 間			夜 間			昼 間		夜 間	
	測定 結果	環境 基準	要請 限度	測定 結果	環境 基準	要請 限度	測定 結果	要請 限度	測定 結果	要請 限度
白金台町等々力線（目黒通り） [下目黒1-6]	72	70 超過	75 適合	72	65 超過	70 超過	51	70 適合	49	65 適合
白金台町等々力線（目黒通り） [八雲2-9]	71	70 超過	75 適合	69	65 超過	70 適合	55	65 適合	52	60 適合
白金台町等々力線（目黒通り） [中根1-25]	73	70 超過	75 適合	71	65 超過	70 超過	50	65 適合	46	60 適合
環状6号線（山手通り） [青葉台4-9]	67	70 適合	75 適合	66	65 超過	70 適合	37	65 適合	35	60 適合
古川橋二子玉川線（駒沢通り） [上目黒1-26]	70	70 適合	75 適合	68	65 超過	70 適合	44	70 適合	42	65 適合
渋谷経堂線（渋谷通り） [大橋2-18]	67	70 適合	75 適合	67	65 超過	70 適合	52	65 適合	48	60 適合

※3日間の平均値を掲載した。

※環境基準：環境基本法—騒音に係る環境基準（国の努力目標）

※要請限度：騒音規制法—自動車騒音に係る要請限度値

